

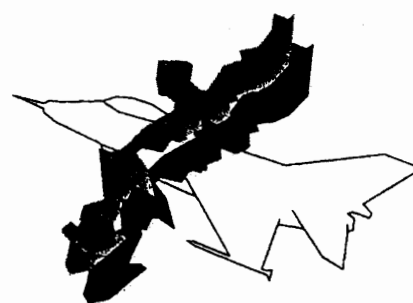
—第41回 憲法と平和を考えるつどい—

憲法施行50周年、現在の日本を考える

—核、安保、沖縄を中心として—

講 師：渡辺洋三氏

東京大学名誉教授（民法、憲法、法社会学）



資料目次

1	講師レジメ	P 1
2	日本国憲法、国連憲章（抜粋）	P 2
3	日米安保条約	P 3
4	在日米軍地位協定	P 3～P 9
5	自衛隊法（抜粋）	
	国連での核兵器関連表決状況	P 9
6	新聞記事	P 10～

★日 時：1997年5月3日（土）午後2：30～4：30

★場 所：宮崎市中央公民館 大会議室（宮崎駅東側、宮崎女子高北隣）

主 催：宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部

連絡先：宮崎中央法律事務所（TEL 0985-24-8820）

核・安保・沖縄 (レジメ)

1997.5.3 渡辺洋三

一 憲法の原点

- 1 侵略戦争の反省 (新自由主義史観)
- 2 平和の誓い (憲法前文)

二 日米安保

- 1 憲法と安保の矛盾
- 2 52年安保 (沖縄占領・天皇メッセージ)
- 3 60年安保 [消極的軍事同盟 (5条「領域」6条「極東」)]
(在日米軍防衛義務)
- 4 行政協定 → 地位協定

三 沖縄返還以降

- 1 核つき返還か核抜き返還か
(非核三原則の国是)
- 2 1978年軍事ガイドライン
(核、有事立法)
- 3 新アジア・太平洋安保
 - (1) 安保5条、6条改訂 (集団的自衛権)
 - (2) アジア有事とPKOのドッキング
 - (3) 自衛隊海外派遣体制
自衛隊法改正 (自衛隊法100条の5-8)

四 その背景

- 1 クリントン新軍事戦略 (自由化)
- 2 その核戦略 (アジアは1500発)
- 3 なぜアジアか?

五 沖縄問題

- 1 アジア最大の核基地 (キーストン)
 - (1) なぜ特別か (土地収用法との関係)
 - (2) なぜ改悪か
 - (3) 論点
- 2 米軍用地特別措置法 (1952年)

六 日本政府の対応

- 1 安保国益論批判
- 2 「アメリカの核の傘」論
- 3 政府の国連行動
(核固執グループと核廃絶グループ)
- 4 政府の非核三原則形骸化政策

七 政府の政策の転換を!

(核は平和憲法の最大の障害物)

八 憲法闘争とは?

(幸福追求権)

日本国憲法（抜粋）

昭和二十一年一月三日公布
昭和二十二年 五月三日施行

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、

I 1 国際連合憲章（抜粋）

署名 一九四五年六月二十六日（サン・フランシスコ）
効力発生 一九四五年一〇月二十四日
日本国 一九五二年三月二〇日内閣決定、
六月四日国会承認、六月二三日加盟申請、一九五六年一月一八日効力発生、
改正 一九六三年一月二七日総会決議、
一九六五年八月三一日効力発生、
一九六五年十二月二〇日総会決議、
一九六八年六月二二日効力発生、
一九七一年一月二〇日総会決議、
一九七三年九月二四日効力発生

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、
基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、
一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること

ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

並びに、このために、寛容を實行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、
国際的平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、
共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よつて、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

第五一条「個別的・集団的自衛権」この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつてもとめるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

B7 日米安保条約(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)

署名 一九六〇年一月一九日(ワシントン)
効力発生 一九六〇年六月二三日
日本国 一九六〇年六月一九日国会承認、
六月二三日批准書交換、公布(条約第六号)

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の
関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人
の自由及び法の支配を擁護することを希望し、
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促
進し、並びにそれぞれの国における経済的安定
及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並
びにすべての国民及びすべての政府とともに平
和のうちに生きようとする願望を再確認し、
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団
的自衛の固有の権利を有していることを確認し、
両国が極東における国際的平和及び安全の維
持に共通の関心を有することを考慮し、
相互協力及び安全保障条約を締結することを
決意し、
よって、次のとおり協定する。

第一条「国連憲章との関係」締約国は、国際連

合憲章に定めるところに従い、それぞれが関
係することのある国際紛争を平和的手段に
よって国際的平和及び安全並びに正義を危う
くしないように解決し、並びにそれぞれの国
際関係において、武力による威嚇又は武力の
行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独
立に対するものも、また、国際連合の目的と
両立しない他のいかなる方法によるものも慎
むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国
際の平和及び安全を維持する国際連合の任務
が一層効果的に遂行されるように国際連合を
強化することに努力する。

第二条「経済的協力」締約国は、その自由な諸
制度を強化することにより、これらの制度の
基礎をなす原則の理解を促進することにより、
並びに安全及び福祉の条件を助長することに
よって、平和的かつ友好的な国際関係の一層
の発展に貢献する。締約国は、その国際経済
政策におけるいかなる違いを除くことに努め、ま
た、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条「自助及び相互援助」締約国は、個別的
に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な
自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗す
るそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うこ
とを条件として、維持し発展させる。

第四条「協議」締約国は、この条約の実施に関
して随時協議し、また、日本国の安全又は極
東における国際的平和及び安全に対する脅威
が生じたときはいつでも、いずれか一方の締
約国の要請により協議する。

第五条「共同防衛」各締約国は、日本国の施政

の下にある領域における、いずれか一方に対
する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危う
くするものであることを認め、自国の憲法上
の規定及び手続に従って共通の危険に対処す
るよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執った
すべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規
定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に
報告しなければならない。その措置は、安全
保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及
び維持するために必要な措置を執ったときは、
終止しなければならない。

第六条「基地許与」日本国の安全に寄与し、並
びに極東における国際的平和及び安全の維持
に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸
軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び
区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国に
おける合衆国軍隊の地位は、一九五二年二月
二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ
合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行
政協定(改正を含む)に代わる別個の協定及
び合意される他の取極により規律される。

第七条「国連加盟国たる地位との関係」この条
約は、国際連合憲章に基づき締約国の権利及び
義務又は国際的平和及び安全を維持する国際
連合の責任に対しては、どのような影響も及
ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈
してはならない。

第八条「批准」この条約は、日本国及びアメリ
カ合衆国により各自の憲法上の手続に従って
批准されなければならない。この条約は、両

B8 在日米軍の地位協定(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六

条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定)

署名 一九六〇年一月一九日(ワシントン)
効力発生 一九六〇年六月二三日
日本国 一九六〇年六月一九日国会承認、
六月二三日公文取交、公布(条約
第七号)

日本国及びアメリカ合衆国は、一九六〇年一
月一九日にワシントンで署名された日本国とア
メリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条
約第六条の規定に従い、次に掲げる条項により
この協定を締結した。

第一条「定義」この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領
域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、
海軍又は空軍に属する人員で現に服役中の
ものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民
で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、こ
れに勤務し、又はこれに随伴するもの(通
常日本国に居住する者及び第一四条1に掲

げる者を除く)をいう。この協定のみの通
用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合
衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民
とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二才未満の子
(2) 父、母及び二才以上の子で、その生
計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又
は軍属に依存するもの。

第二条「施設及び区域」1(a) 合衆国は、相互
協力及び安全保障条約第六条の規定に基づ
き、日本国内の施設及び区域の使用を許さ
れる。個々の施設及び区域に関する協定は、
第二五条に定める合同委員会を通じて両政
府が締結しなければならない。「施設及び
区域」には、当該施設及び区域の運営に必
要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障条約第三条に基づく行政協定の
終了の時に使用している施設及び区域は、
両政府が(a)の規定に従って合意した施設及
び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一
方の要請があるときは、前記の取極を再検討
しなければならない。また、前記の施設及び区
域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設
及び区域を提供することを合意することがで
きる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、こ
の協定の目的のため必要でなくなったときは、
いつでも、日本国に返還しなければならない。
合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返

以上の証拠として、下名の全権委員は、この
条約に署名した。
一九六〇年一月一九日にワシントンで、ひと
しく正文である日本語及び英語により本書二通
を作成した。

(署名省略)
(U.N.T.S. Vol. 373, p. 179, No. 5320)

還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にあって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用するべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三条「合衆国の権利」1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警備及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警備及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法

法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第四条「施設・区域の返還」1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するにあつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わなければならない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられる改修又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取決めに基いて行つた建設には適用しない。

第五条「公の船舶・航空機の出入国」1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出入することができ、この協

定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は飛行機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出は、日本国の法令による。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第六条「航空・通信の協力」1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行

補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条「利用優先権」合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八条「気象業務の提供」日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

(a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）

(b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）

(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務

(d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第九条「出入国」1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合

衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出に当たつて又は日本国にあるその間の身分を日本国の当局が確認することができ、るようにななければならない。

5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しな

ければならない。

6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものと及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第一〇条「自動車」1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。

2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第一一条「税関」1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。

2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又

は第一五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての物資、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき物資、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき物資、需品及び備品は、日本国に輸入することを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の物資、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第一五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき物資、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき物資、需品及び備品）にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回り品
- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部

品

- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日用用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 2 及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

5 税関検査は、次のものの場合には行なわれないものとする。

- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
- (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
- (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができない。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍

隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に關連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第一二条「調達」1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に關して制限を受けないで契約することができ、そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができ、日本国政府を通じて合衆国軍隊の維持のため

必要な資材、需品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

- (a) 物品税
(b) 通行税
(c) 揮発油税
(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに關しては、この条の目的に合致する免除又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労働に対する合衆国軍隊及び第一五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除く

ほか、資金及び諸手当に關する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に關する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第一五条に定める機関により労働者が解雇され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的なものとなった場合には、次の手続が適用される。

- (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
- (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際の解決法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から三〇日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7

軍属は、雇用の条件に關して日本国の法令

に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第一三条「課税」1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第一五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国に居所又は住所を有する税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する

期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第一四条〔特殊契約者〕1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならぬ。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終了したとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a) 第五条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第九条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第一条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第一条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二〇条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第二条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならぬ。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）について

は、合衆国軍隊の権限ある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転について日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいすれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国と所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に關してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課

上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によって罰することができ得るものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならぬ。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に對し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第一五条〔販売〕1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ビール、エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができ得る。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び

び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に對して日本国内で処分してはならぬ。

4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に對し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第一六条〔日本法令の尊重〕日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第一七条〔刑事裁判権〕1 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に對し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができ得るものについて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に對し、合衆国の法令によって罰することができ得る罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に關する罪を含む。）について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對し、日本国の法令によつて罰することができ得る罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に關する罪を含む。）について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に關する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に對する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに對する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の身体若しくは財産のみに對する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放

棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で行った自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した行為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本

国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六〇日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第一七条の当該時に存在した規定を適用する。

第一八条（請求権・民事裁判権）1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

(a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合

(b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用

しているものであった場合に限る。

2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げられるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (i) に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的なものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i) 及び(ii)の規定に従って分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても一四〇〇合衆国ドル又は五〇万四〇〇〇円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が採用した船舶、標の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危

険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。

4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の行為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の行為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。

(a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。

(c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的なものとする。

(d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i) 及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない

- ない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担保は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合に、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二五パーセントを日本国が、その七五パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担保が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限り速やかに日本国で行なわれなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める

- 請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運送又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の行為又は不作為が公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならない。かつ、その決定及び支払した額を日本国の当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴

- えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許可されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の行為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許可されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、備品、備品、役務及び労務の調達に関

- する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十八条の規定によって処理する。
- 第十九条「為替管理」1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したもの、日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。
- 第二〇条「軍票」1 (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可され、た者が、合衆国軍隊の使用している施設及

- び区域内における相互間の取引のため使用することができ、合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。
- 日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に参与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営することができる。軍用銀行施設を指定することが認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して、設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第一九

- 条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。
- 第二一条「軍事郵便局」合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。
- 第二二条「軍事訓練」合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。
- 第二三条「安全措置」日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのもとの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることに協力するものとする。
- 日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要その他の措置を執ることに同意する。
- 第二四条「経費負担」1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二及第三に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び

○自衛隊法(抜粋)

(昭和二十九年六月九日)
(法律第一六五号)

(国費等の輸送)

第一〇〇条の五 長官は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国費、内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において「国費等」という。)の輸送を行うことができる。

2 自衛隊は、国費等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができる。

(国際緊急援助活動等)

第一〇〇条の六 長官は、国際緊急援助隊の派遣に關する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三条第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

(国際平和協力業務の実施等)

第一〇〇条の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成四年法律第七十九号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができる。

(在外邦人等の輸送)

第一〇〇条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機により行うことができる。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第二五条「合同委員会」1 この協定の実施に關して相互間の協議を必要とするすべての事項に關する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行にあつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができ、るように組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第二六条「効力」1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に

従つて承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、一九五二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(改正を含む。)は、その時に終了する。

3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二七条「改正」いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二八条「終期」この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

(署名省略)

(U.N.T.S. Vol. 373, p. 207, No. 5321)

第50回国連総会で採択された主な核兵器関連決議の表決状況

○=賛成, X=反対, △=棄権, □=投票不参加

タイトル(主な提案国)	○-X-△	日	米英仏ロ中コ印
部分的核実験禁止条約の修正	110- 4- 45	△	XX□X□○○
南アジア非核兵器地帯の確立	154- 3- 9	○	○○○○○○○X
核兵器使用に対する非核兵器国への確約	122- 0- 44	○	△△△△○○○
核実験の停止(日本、豪など)	85- 18- 43	○	△XX△X○○
究極的廃絶に向けた核軍縮(日本など)	154- 0- 10	○	○○○○△○△
二国間核兵器交渉(米ロ)	150- 0- 14	○	○○○○○○○△
二国間核軍備交渉(非同盟)	105- 37- 20	△	XXX△○○○
期限を切った核廃絶を目標にした核軍縮	106- 39- 17	△	XXX△○○○
NPT 再検討延長会議(南ア)	161- 0- 2	○	○○○○○○○△
核兵器使用禁止条約(非同盟)	108- 27- 28	△	XXX△○○○
中東での核拡散の危険	56- 2- 100	△	X△△△○○○
決定 大量破壊兵器不拡散を国連総会の議題に	114- 1- 49	△	X△△△○○○

・出典：国連広報部 1995 年 12 月 12 日付新聞発表 GA/9035 により作成
(筆者注=非核の政府を求める会「これでいいのか日本の政府」より引用)

公開で実質審理開始

沖縄県 地主800人が出席

米軍用地強制使用

沖縄県の米軍用地の強制使用に向けた県収用委員会の第一回公開審理が二十一日、宜野湾市で開かれた。約八百人の地主が出席。冒頭から紛糾した従来の審理とは一変し、国側の説明に続いて地主側が意見を述べ、平穩に終わった。収用委員は地主の要望に沿う形で「実質的な審理」を改めて言明し、五月十四日の使用期限切れまでに国が裁決を得るのは難しくなった。(23・26・27面に関係記事)

審理では冒頭、那覇防衛を述べた。三月十二日の次審理局が裁決申請の理由を、回審理から、個別の施設に説明。日米安保条約を根拠に米軍施設の安定的使用が側が具体的な論議を交わす必要などとした。

これに対し、反戦地主や弁護士ら十人が、「国の申すは却下されるべきだ」となると強制使用に対する意見

使用期間の認定焦点

「解説」強制使用のため、使用期間の認定が最大の約三千人への公明審理は、「基地の島を定める場になった。強制使用が却下されることは考えにくいものの、基地縮小の世論が高まるなかで、収用委員が土地の使用期間をどれだけ認めるか、が焦点となりそう。

土地収用法の規定では、首相が認定した強制使用の申請を収用委員が却下する要件は二つに絞られている。事業の内容が認定と大幅に違っていたり、手続きそのものに重大な欠陥があったりした場合だ。

しかし、過去三度の公開審理では、収用委員はそこまで踏み込まず、反戦地主が意見陳述を終えないうちに審理を打ち切り、期限切れに間に合うように裁決してきた。このため地主たちは委員の退任を求めるなど批判の矛先を審理そのものに向け、議論が進まなかった。

収用委員は昨春、那覇防衛施設局が申し立てた基地通信所の緊急使用を「要件を満たさない」として不許可にし、公開審理では基地被害の実情なども含めて議論を尽くすことを約束した。地主たちはその姿勢を評価し、進行に協力する姿勢を見せている。

背景には、一昨年から基地縮小を願う世論の高まりや、沖縄県政が保守から革新に代わって六年がたち、大田昌秀知事が任命した委員が七人全員を占めたことなど、県内外の情勢変化があるといえる。

裁決にあたって、収用委員は使用期間を定めることになる。施設局は今回、最長で十年間を求めているが、期間が長いと反戦地主と契約地主の間に経済的な不平等が起きる。契約地主への地料は半年ごとに払われるが、反戦地主には期間中の損失補償金があらかじめ一括払いされるため、果進課税で税額が大きくなるからだ。

かつて本土で行われた軍用地の強制使用は、期間が二年以下がほとんどだった。使用できる期間が申請

間を六年半―三年十一月に短縮したほかは、十年間の継続使用を求めている。公開審理は、土地の強制使用を六年半―三年十一月に短縮したほかは、十年間の継続使用を求めている。

より大幅に短縮された場合、次回の使用権取得の手続きも早めなければならぬ。国側は厳しい対応を迫られることになる。

(那覇支局・川端俊一)

強制使用裁決申請の対象施設			
施設名	所有者数	面積(千㎡)	申請期間
伊江島補給飛行場	27	239	10年
キャンプ・ハンセン	7	6	10年
瀬名波通信施設	1	0.2	3年11カ月
嘉手納補給地区	13	6	10年
キャンプ・シーブルック	1	1	10年
トリイ通信施設	2	1	10年
嘉手納飛行場	2301	39	10年
(2284)			
キャンプ瑞慶覧	9	15	10年
普天間飛行場	704	20	6年6カ月
(689)			
牧港補給地区	4	13	10年
那覇港湾施設	11	18	10年
陸軍貯油施設	3	6	10年
建通通信所	1	0.2	5年

＜沖縄県収用委員会事務局調べ＞
()内は一坪反戦地主の内数。使用期限は建通通信所が昨年3月31日まで、その他12施設は今年5月14日まで。

なりそう。

今回の強制使用の手続きは、一昨年五月に当時の村山富市首相が使用認定したが、反基地運動の盛り上がりで大田昌秀知事が関係書類への代理署名などを拒否。国と県が裁決で争ったため、作業が中断して従来に比べて大幅に遅れている。

収用委員の兼城二会長は「迅速な審理に努力する」としているが、裁決までの審理期間はこれまで最長でも六カ月を要した。手続きが間に合わない場合に備えて政府が検討している駐留軍用地特別措置法の改正に對しては、地主側の反発が強い。収用委員の権限や機能を優遇することにもなりかねないとの批判もある。大田知事も「再び沖縄だけが差別される法改正には反対」としており、沖縄側の反

期限切れ前の裁決

特措法改正

沖縄の十二米軍施設で国の土地使用権原が今年五月十四日に切れる問題で、政府は駐留軍用地特別措置法の改正に踏み切らざるを得ない情勢となった。二十一日に公開審理を始めた沖縄県収用委員会が期限までに国の申請を裁決する可能性は、法改正するにしても、

は小さい。緊急使用を申し立てても十二施設すべてで許可される見通しが立たないためだ。橋本龍太郎首相は今後の審理状況や社民党などの出方も見極めつつ、最終判断する。政府は、法改正するにしても、

緊急使用を申請して沖縄の理解を得る努力を続ける方針だが、「不協和音」状態を回避するため、直接、法改正に進む選択肢も浮上している。

県収用委員の審理は二十一日を皮切りに、三月十二日



多くの反戦地主らが集まり開かれた第一回公開審理。21日午後2時30分、沖縄県宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで

- 沖縄の米軍用地強制使用をめぐる日程
- 2月21日 県収用委第1回公開審理
 - 22日 池田外相・大田知事会談
 - 3月5日 1997年度予算案衆院通過?
 - 12日 県収用委第2回公開審理
 - 中旬 橋本首相・大田知事会談
 - 中旬 緊急使用申請の最終期限?
 - 23日 ゴア米副大統領が来日
 - 下旬 県収用委第3回公開審理
 - 4月下旬 緊急使用許可の最終期限?
 - 駐留軍用地特別措置法改正案提出の最終期限?
 - 末 橋本首相・クリントン大統領会談
 - 5月14日 国の使用権原切れ

特措法改正案を国会提出

軍用地 米用地 縄用地 沖縄基地 「暫定使用」で合法化 収用委の否決の道閉ざす

政府は3日午前、臨時閣議を開き、沖縄の米軍基地用地の強制使用問題で、都道府県収用委員会が審理中は、使用期限切れ後も国による使用を法的に認めるとした、駐留軍用地特別措置法(特措法)改正案を閣議決定した。同日、国会に提出した。収用委手続が長期にわたるなか、国の継続使用を可能にする内容だ。

改正案は14カ条の本則に、暫定使用の対象は、国が建設・区域で新規分

定。また、収用委が裁決申請を却下した場合でも、行政不服審査法に基づき、防衛施設局長が建設相に対し、収用委の裁決を仰ぐという。収用委の裁決が降りた翌日から30日以内に不服審査請求し、建設相が差し戻せば、収用委が再び裁決を下すまでは暫定使用できるとし、事実上収用委が否決する道を閉ざしている。付則では、経過措置として、昨年4月から「不法使用」状態が続く楚辺通所にも適用。5月15日から一部用地が期限切れとなる嘉手納飛行場など計13施設に適用される。【橋本 利昭】

特措法 改正 新進「賛成」下旬成立へ

橋本龍太郎首相と新進党の小沢一郎首は3日夜、首相官邸で沖縄問題について再会談し、首相は政府の

姿勢として、日米安保条約上の義務の履行に政府が最大の責任を負う。沖縄米軍小移転を含め、国が最終的に責任を負う仕組みを整

会談終了後、小沢氏は記者会見し、「新たな仕組みが間に合わないなら当面の処置はしないといけない」と述べ、駐留軍用地特別措置法(特措法)改正案に賛成することを表明した。これ

の再会談に先立ち、民主党の鳩山由紀夫、菅直人両代表および太陽党の羽田孜、首とも個別に会談し、特措法改正に協力を要請した。両党とも賛成は表明しなかったが、首相は同じく3項目を提示し、日米安保の義務履行については基本認識が一致した。【古賀 政】

●特措法改正

「相模を取っているうちに負けようになったため、土壌をばけ、さらに実際に勝負がついた後でも、まだ負けていないと言っているに等しい」政府が3日、閣議決定した駐留軍用地特別措置法の改正案に対して、沖縄県民の間にはこんな批判が渦巻いている。

あまりにぐり押し過ぎる

沖縄では、12の米軍基地用地のうち二坪反戦地主も含めた約3000人分の土地の使用期限が5月14日で切れる。楚辺通所内の一部土地はすでに昨年4月、期限切れとなり、法的には国の不法占拠状態が続いている。継続使用を認めるかどうかについては現在、沖縄県収用委員会が公開審理を重ねている。しかし、5月14

地収用法などに基づいて建設相への審査を請求している期間中も、継続して使用できる楚辺通所土地についても今回の措置を適用する。——というものだ。橋本首相はこの日の国会答弁で、日米安保条約上の義務を果たしてい

「相模を取っているうちに負けようになったため、土壌をばけ、さらに実際に勝負がついた後でも、まだ負けていないと言っているに等しい」政府が3日、閣議決定した駐留軍用地特別措置法の改正案に対して、沖縄県民の間にはこんな批判が渦巻いている。

社説 毎日 97.4.4

米軍用地特別措置法改悪案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の三條を加える。

（認定土地等の暫定使用）

第十五条 防衛施設局長は、駐留軍の用に供するため所有若しくは関係人との合意又はこの法律の規定により使用されている土地等を引き続き駐留軍の用に供するためその使用について第五條の規定による認定があつたもの（以下「認定土地等」といふ。）について、その使用期間の末日以前に前條の規定により適用される土地収用法第三十九條第一項の規定による裁決の申請及び前條の規定により適用される同法第四十七條の第二項第三項の規定による明渡裁決の申立て（以下「裁決の申請等」といふ。）をした場合で、当該使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、損失の保障のための担保を提供し、当該使用期間の末日の翌日から、当該認定土地等についての明渡裁決において定められる明渡し期限までの間、引き続き、これを使用することができ、ただし、次の各号に掲げる場合においてはその使用の期間は、当該各号に定める日までとする。

一 裁決の申請等について却下の裁決があつたとき 前條の規定により適用される土地収用法第三十九條第二項に規定する期間の末日（当該裁決について同日までに防衛施設局長から審査請求があつたときは、当該審査請求に対し却下又は棄却の裁決があつた日）

二 当該認定土地等に係る第五條の規定による使用の認定が効力を失つたとき 当該認定が効力を失つた日

三 前項の規定による担保の提供は、防衛施設局長において、同項の規定による使用（以下「暫定使用」といふ。）の期間の六月ごとに、あらかじめ自己の見積もつた損失補償額（当該見積額が当該認定土地等の暫定使用直近の使用に係る貸借料若しくは使用料又は補償金の六月分に相当する額を下回るときは、その額とする。）に相当する金銭を当該認定土地等の所在地の供託所に供託して行うものとする。

三 防衛施設局長は、前項の規定による供託をしたときは、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を収用委員会及び当該認定土地等の所有若しくは関係人に通知しなければならない。

四 防衛施設局長は、認定土地等の所有若しくは関係人の請求があつたときは、政令で定めるところにより、次条第一項の規定による損失の補償の内払として、第二項の規定に

使用に関しては、土地収用法第二百三十三條の規定は、適用しない。

第十六條 暫定使用によつて認定土地等の所有若しくは関係人が受ける損失（以下「暫定使用による損失」といふ。）については、土地収用法第六條第一節中土地の使用による損失の補償に関する規定（第七十二條、第七十三條、第七十四條第二項、第七十八條、第七十九條、第八十條の二第二項及び第八十一條の規定を除く。）に準じて補償しななければならない。この場合において、損失の補償は、暫定使用の時期の価格（土地若しくは土地に関する所有権以外の権利又は建物若しくは建物に關する所有権以外の権利に對する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等又はその建物及び近傍同様の建物の借賃等を考慮して算定した暫定使用の時

裁決しなければならない。

四 土地収用法第九十四條第十項から第十二項までの規定は、第二項の規定による裁決中前項に規定する防衛施設局長が返還を受けることがで

る額に関する部分については、第十四條の規定により適用される同法第三十三條の規定による訴えの提起がなかつた場合に準ずる。

第十七條 前條第二項の規定による裁決がされる場合を除き、暫定使用の期間が終了したときは、暫定使用による損失の補償について、防衛施設局長と暫定使用による損失を受けた者とが協議しななければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

二 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は暫定使用による損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができ、

三 前條第三項及び第四項の規定は、前項の裁決について準用する。

附則

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

二 この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「新法」といふ。）第十五條から第十七條までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）前において、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」といふ。）の用に供するため所有若しくは関係人との合意又はこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「旧法」といふ。）第十五條から第十七條までの規定により適用される土地収用法第八條第三項に規定する関係人をいふ。）が通常受ける損失を補償するものとする。

四 前項の規定による損失の補償については、防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しななければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

五 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができ、

理由

日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有若しくは関係人との合意又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「新法」といふ。）第十五條から第十七條までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）前において、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」といふ。）の用に供するため所有若しくは関係人との合意又はこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「旧法」といふ。）第十五條から第十七條までの規定により適用される土地収用法第八條第三項に規定する関係人をいふ。）が通常受ける損失を補償するものとする。

本社世論調査

域の平和に「役立って来た」、これからの世界の平和に「役立つ」とみる人がともに七割に達した。こうした高い評価が、九条変更を認めない見方に結びついたとみられ、「変える方がよい」は二〇%にとどまった。

しかし、九条を含めた憲法全体については、「改正が必要」が「必要はない」を上回った。「改正する必要がある」という人だけに、改正した方がよい点を

九項目の中から選んでもらったところ、「国際紛争の解決での軍事的役割の明記」と「自衛権の明記」を合わせ、九条関係は三分の一で、「首相の公選制や国民投票制度の新設」や「プライバシー権や環境権」などさまざまに割れた。

憲法改正について、本社では一九八六年十二月の調査で「賛成か、反対か」と

聞いた。結果は賛成二九%、反対四一%だった。本社の改憲是非の質問はこの時以来、

この十年ほどの間に、憲法観が大きく変化したとみられる。湾岸戦争や多発する地域紛争など国際情勢の变化に加え、国内では無党派派層の増大が示す政治不信、権利意識の高まりなどが影響しているようだ。

憲法全体を

変える
方がよい
20

改正は
差に迫った問題

「それは思わない」

改正する
必要はない
38

「その他、
答えはない」

【数字は%。『その他、
答えはない』は省略】

この50年に憲法で…

天皇権威薄れる	19
福祉に甘え	19
国防意識弱まる	19
福祉進む	19
国際情勢悪化する	19
経済大国に	20

「その他、答えない」は省略。複数回答

憲法がこの五十年間に日本と和が続いた」とする人が四割で最も多かった。「民主主義が根付いた」「経済大国になった」などを含めて

三日の閣議で決定した米軍用地特別措置法改悪案の要綱全文と改悪案全文は次の通りです。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 認定土地等の暫定使用

完了しないときは、損失の補償のための担保(以下単に「担保」という。)を提供して、当該使用期間の末日の翌日から、当該認定土地等について、明渡裁決において定められる明渡しの期限までの間、引き続き、これを使用することができるとする。

二 担保の提供は、防衛施設

て、担保の全部又は一部を取
得させるものとする。』
五 防衛施設局長は、認定
土地等の所有者又は関係人が
担保を取得したときは、その
旨を収用委員会に通知するも
のとする。』
六 防衛施設局長は、暫定
使用による損失の補償を了し
たときは、提供した担保を取
り戻すことができるものとし
る。』
七 一の場合においては、
特別措置法第十四条の規定に
かかわらず、認定土地等の使

二 収用委員会は、認定土地等について明渡裁決をする場合において、当該明渡裁決において定める明渡しの期限までの間に暫定使用の期間があるときは、当該明渡裁決において、併せて暫定使用による損失の補償を裁決しなければならないものとする。

この場合において、当該明渡裁決において定める明渡しの期限は、当該認定土地等についての権利取得裁決において

返還を受けることができる額に関する部分について、特別措置法第十四条の規定により適用される土地収用法第三百十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用するものとする。

五 二の裁決がされる場合を除き、暫定使用の期間が終了したときは、暫定使用による損失の補償について、防衛施設局長と暫定使用による損失を受けた者とが協議しなければならぬものとする。

り使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について改正前の特別措置法第五条の規定による認定があったものについて、防衛施設局長がその使用期間の末日以前に裁決の申請等をしてい場合についても適用するものとする。この場合において、施行日においてその従前の使用期間が満了しているにかかわらず必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等の暫定使用は、担保を提供した日

一 防衛施設局長は、駐留施設長において、一の使用（以軍の用に供するため所有者若下「暫定使用」という。）の

用に関しては、土地収用法第百二十三条の規定は、適用し

定める権利取得の時期としなければならぬものとするこ

六 協議が成立しないと
き、又は協議をすることがで

の翌日からすること。
三 防衛施設局長は、二の

施に伴う地等の使用等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の規定により使用されている土地等での引続き駐留軍の用に供する土地等の所在地の供託所に供託して行うものとする」と。

ないものとする。こと。

第二 暫定使用による損失の補償

一 暫定使用による損失については、土地収用法第六章

と。

三 収用委員会は、認定土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、二の裁決において、防衛施設局長が

きないときは、防衛施設局長又は暫定使用による損失を受けた者は、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請すること

関係人が通常受ける損失を補償するものとするとともに、当該損失の補償については、防衛施設局長と損失を受けた者との協議しなければならぬ

三 防衛施設局長は、二の
ためその使用について特別措
置法第五条の規定による認定
があつたもの（以下「認定土
地等」という。）について、
その使用期間の末日以前に裁
決の申請及び明渡裁决の申立
て（以下「裁决の申請等」と
いう。）をした場合で、当該
使用期間の末日以前に必要な
権利を取得するための手続が
完了したときは、遅滞なく、
その旨を収用委員会及び当該
認定土地等の所有者又は関係
人に通知しなければならな
いものとする。

四 防衛施設局長は、認定
土地等の所有者又は関係人の
請求があるときは、暫定使用
による損失の補償の内払とし

第一節中土地の使用による損失の補償に関する規定（第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項、第七十八条、第七十九条、第八十条の二第三項及び第八十一条の規定を除く。）に準じて補償しなければならぬものとする。この場合において、損失の補償は、暫定使用の時期の価格

支払うべき補償金の残額及びその権利者又は防衛施設局長が返還を受けることができる額及びその債務者を裁決してなければならぬものとする。

四 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、暫定使用による損失の補償の裁決中防衛施設局長が

ができるものとする。こと。

(第十六条、第十七条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行する。こと。

二 暫定使用に関する規定は、施行日前において、駐留軍の用に供するため所有若しくは関係人との合意又は改正前の特別措置法の規定による。

いものとし、協議が成立しないとき、又は協議をすることができないときは、防衛施設局長又は損失を受けた者は、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができるものとする。

(附則関係)

(附則關係)

97'4,12

訪米出発式で「アメリカの世論に訴えたい」と語る大田昌秀沖縄県知事



「差別的扱い」沖縄反発

沖縄県では11日、駐留軍用地特別措置法特措法改正案の衆院通過に対し、予期したことは無い。この日、米兵力の削減を求めて訪米に旅立った大田昌秀知事を始め、改正案に反対している県民の多くが「沖縄を差別的に扱うものだ」と反発を強めた。15日には「特措法改正に反対する県民投票大会」も1万人規模で予定され、参院での成立を前に、反対や反発の動きが一段と強まりそうだ。

大田知事「言葉もない」

大田知事は同日、那覇空港で適用されたり、差別的処遇を伴う訪米前に会見し、「言」と受け取られかねない改正特措法を前に「言葉もない」と語った。沖縄だけに、はるばる要請して

きたが、願いがかなわなかった」とと落胆の表情を示した。さらに「国会議員の大多数が、自らの問題としてとらえていない結果、こうなってきた。沖縄にとって日本とは何なのか、問わざるを得ない。100万人の生身の人間が住む沖縄での基地問題を、真剣にまともに議論してほしかった。このうえなく遺憾でとても残念だ」と批判した。知事の訪米は特措法改正審議と時期が重なった。出発式で親泊康晴・那覇市長は「(改正)日本の基地問題は大多数の国民に問題が容認されているとの誤解を生む。こんな時こそ知事

97'4,12

新聞定価1ヵ月3,007円(本体2,864円)+1部売り(消費税込み)110円

大和は「痛み」分からぬ

特措法改正案 衆院通過



特措法改正反対を叫び衛視に排除される傍聴人—国会で11日午後1時36分、小座野谷斉写真

「沖縄の心」揺らす採決

「筋通らぬ」造反の地元議員も

「大和は、沖縄の痛みを分かっている」。駐留軍用地特別措置法(特措法)改正案が衆議院本会議で採決された11日の夜、沖縄の地元に揺れ、傍聴した。大和は、歌手の喜納昌吉さん(47)のむせび泣く姿があった。

午後一時半過ぎの起立採決。議場は改正案に賛成する起立者であふれ、反対の議員の姿はその波の中に消えた。新進党の白保台一氏(沖縄1区)は、党の方針に逆らう立場をとり、反対を表明した。期切れまで時間がないので改正というものは、筋が通らない。安保の

「無法許さない」

反戦地主ら座り込み

衆院本会議で11日可決された沖縄の米軍基地用地の強制使用を継続する「駐留軍用地特別措置法(特措法)」改正案。実質的に沖縄だけに適用される法の改正に、批判は強い。沖縄では18日に予定される参院での採決まで粘り強い反対運動も展開される。

沖縄選出の参院議員2人と東京在住の有識者らでつくる「沖縄を重んじる有志市民の会」は11日午後、衆院議員会館で共同会見。特措法問題を契機に3月末、約20人で結成した。会見で「アメリカのい

義務を果たすためというが、義務を果たしてきたのは、銃剣とブルドーザーで土地を奪われた沖縄の人たち」と悔しさを語った。同じ新進党の仲村正治氏(沖縄2区)は、原案に賛成したものの、民主党政権が成立した時限立法の修正案で起立。実父をシベリア抑留で、4人家族を沖縄戦で亡くし、戦後、米軍基地拡張阻止の運動を続けてきた仲村氏。「首相や閣僚は、沖縄の心を分かったか」と言いつつ、言葉だけを百万人運重なられても、信じられん。実行が伴わないものは、むなしと聞こえる。民主党政権に賛成したのは、沖縄の心の意思表示と説明した。傍聴席からは「沖縄差別を許さない」と叫ぶ者が多数。市民団体のメン

23日施行 基地用地使用期限切れ回避

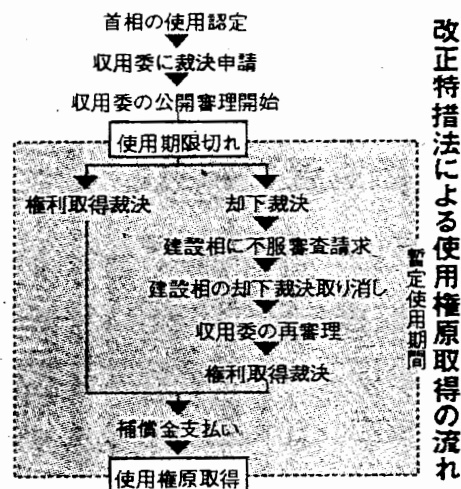
傍聴席の声届かず

42人が反対

一、都道府県収用委員会の審理中は米軍施設用地の暫定使用を認める。

一、収用委が政府の採決申請を却下した場合も、政府が建設相へ不服審査請求した期間中は暫定使用が継続する。

一、経過措置として、沖縄県収用委が審理中の十三米軍施設用地も暫定使用の対象とする。



参院本会議での特指法改正の採決前、傍聴席で抗議する反対派の人たち―国会で17日午後3時、岩本準一写す

憲法は支出費料しぐ玉

「宗教的活動に相当」

愛媛訴訟 最高裁が逆転判決

愛媛県が靖国神社に納めた玉ぐし料などを公費で負担したのは政教分離を定めた憲法に違反するとして、住民が当時の県知事を相手取り、支出した金を県に賠償するよう求めた「愛媛玉ぐし料訴訟」上告審で、最高裁大法廷(裁判長・三好良長官)は、公費支出は憲法が禁止した宗教的活動に当たるとして、初めて判断を示した。そのうえで、合憲判断に立つて請求を退けた一審判決を破棄し、改めて十六万六千円の支払いを前知事に命じる逆転判決を言い渡した。

(17面に判決理由要旨、2・3・27・28・29面に関係記事)

判決骨子

●愛媛県による玉ぐし料などの公費支出は、憲法二〇条三項が禁止する宗教的活動に当たるとする。
●この公費支出は、憲法八九条が禁止する公金の支出に当たるとする。

判決は、将来にわたって公費支出の禁止をかけるだけでなく、関係による公式参拝論議など「靖国」をめぐる国の対応にも影響を及ぼすものとなる。審理には、三月に退官した可部恒雄裁判官を含む十五人の全裁判官が関与した。論議構成には違いがあるものの、このうち十三人が違憲と判断。三好良長官と可部裁判官が合憲とする反対意見を明らかにした。

目的と効果を検討
多数意見は政教分離原則について、国家が宗教とかかわりを持つことを全く許さないとするものではなく、「目的が宗教的意義を持ち、効果が宗教に対する援助、促進または圧迫、干渉になるような行為」が、憲法二〇条が禁止する宗教的活動にあたると述べた。判決はこの「目的効果基準」に沿って、公費支出に対する一般人の評価や前知事らの意識、一般人に与える効果などを検討した。

「儀礼」とは言えず

多数意見は、神社の重要な恒例行事に玉ぐし料を奉納する行為について、「既に

松山市の僧りよ安西賢二さん(〇〇)ら住民二十四人が、当時の白石春樹知事を相手に起こした住民訴訟。問題とされた公費は、県が一九八一年から八六年にかけて、靖国神社の春秋の例大祭やみたま祭に支出した玉ぐし料と献灯料の計七万六千円と、その分社の

愛媛玉ぐし料訴訟判決で最高裁に入る原告・弁護団
四二二日午後二時十五分、東京都千代田区幸町で



に慣習化した社会的儀礼にすぎないものになったとは到底言えない」と述べ、その目的が宗教的意義を持つことは免れないとした。そのうえで、他の宗教団体が催す同様の儀式に愛媛県が公金を支出した事実がないことを踏まえ、「県は靖国神社と靖国神社という特定の宗教団体との間のみ、意識的に特別のかかわり合いをもった」と指摘。こうした行為は一般人に対して「靖国神社は特別なものである」という印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こす「効果」を持つ

つと述べた。多数意見は、遺族にたいし、前知事らの理解を、国家として、国家として、法に政教分離の者が戦没者でいるとして、宗教とのかかわり、許されること、結論は同一だが、高橋久裁判官は、いまいさを極めて厳格なところ、同基準を、同基準を、支出した、知事行為は、反する、この二、二人は合、これに対し「靖国神社は、超えて、国を象徴する